

福津市武道館条例の一部を改正する条例（案）  
（令和 年 月 日福津市条例第 号）

福津市武道館条例（平成 17 年福津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

武道館使用料

区分		使用料	
		施設使用料 (1時間単位)	照明使用料 (1時間単位)
福間武道館	全面	280円	440円
	片面	140円	220円
津屋崎武道館	全面	440円	440円
	片面	220円	220円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福津市武道館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和9年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 改正後の条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間になされる別表の施設の利用に係る使用料については、当該各号のとおりとする。

(1) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 附則別表第1のとおり

(2) 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで 附則別表第2のとおり

附則別表第1

武道館使用料

区分		使用料	
		施設使用料 (1時間単位)	照明使用料 (1時間単位)

福間武道館	全面	260円	440円
	片面	130円	220円
津屋崎武道館	全面	390円	440円
	片面	190円	220円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

附則別表第2

武道館使用料

区分		使用料	
		施設使用料 (1時間単位)	照明使用料 (1時間単位)
福間武道館	全面	270円	440円
	片面	130円	220円
津屋崎武道館	全面	410円	440円
	片面	200円	220円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

福津市武道館条例(平成17年福津市条例第71号)新旧対照表

新		旧	
別表(第7条関係) 武道館使用料		別表(第7条関係) 武道館使用料	
区分	使用料		備考
	施設使用料 (1時間単位)	照明使用料 (1時間単位)	
福岡武道館	全面	280円	440円
	半面	140円	220円
津屋崎武道館	全面	440円	440円
	半面	220円	220円
備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。		備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間単位の料金とする。	

福津市体育施設条例の一部を改正する条例（案）  
（令和 年 月 日福津市条例第 号）

福津市体育施設条例（平成17年福津市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

体育施設使用料

区分		施設使用料 (1時間単位)	照明使用料 (1時間単位)	冷暖房使用料 (1時間単位)
体育室	全面	880円	220円	—
	片面	440円	110円	—
多目的室(福間体育センター)		220円	—	110円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福津市体育施設条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間になされる別表の施設の利用に係る使用料については、当該各号のとおりとする。

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 附則別表第1のとおり
- (2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 附則別表第2のとおり
- (3) 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで 附則別表第3のとおり
- (4) 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで 附則別表第4のとおり

附則別表第1

体育施設使用料

区分		施設使用料 (1時間単位)	照明使用料 (1時間単位)	冷暖房使用料 (1時間単位)
体育室	全面	440円	880円	—
	片面	220円	440円	—
多目的室(福間体育センター)		110円	—	110円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計

算する。

附則別表第2

体育施設使用料

区分		施設使用料 (1時間単位)	照明使用料 (1時間単位)	冷暖房使用料 (1時間単位)
体育室	全面	660円	220円	—
	片面	330円	110円	—
多目的室(福間体育センター)		220円	—	110円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

附則別表第3

体育施設使用料

区分		施設使用料 (1時間単位)	照明使用料 (1時間単位)	冷暖房使用料 (1時間単位)
体育室	全面	700円	220円	—
	片面	350円	110円	—
多目的室(福間体育センター)		220円	—	110円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

附則別表第4

体育施設使用料

区分		施設使用料 (1時間単位)	照明使用料 (1時間単位)	冷暖房使用料 (1時間単位)
体育室	全面	790円	220円	—
	片面	390円	110円	—
多目的室(福間体育センター)		220円	—	110円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

福津市体育施設条例(平成17年福津市条例第69号)新旧対照表

新		旧			
別表(第6条関係) 体育施設使用料		別表(第6条関係) 体育施設使用料			
区分	施設使用料 (1時間単位)	照明使用料 (1時間単位)	冷暖房使用料 (1時間単位)	備考	
体育室 全面	880円	220円	—	—	
体育室 半面	440円	110円	—	—	
多目的室(福岡体育センター)	220円	—	110円	110円	
備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。					
備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間単位の料金とする。					

福津市勝浦浜海洋スポーツセンター条例の一部を改正する条例（案）  
（令和 年 月 日福津市条例第 号）

福津市勝浦浜海洋スポーツセンター条例（平成27年福津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「勝浦浜海洋スポーツセンター」を「センター」に、  
「

（単位：円）

利用区分		単位	使用料	冷暖房料
貸室使用料	研修室1	1時間	200	200
	研修室2	1時間	200	200
	シャワー室	1回	200	

を  
「

（単位：円）

利用区分		単位	使用料	冷暖房料
貸室使用料	研修室1	1時間	220	110
	研修室2	1時間	220	110
	シャワー室	1回	220	

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福津市勝浦浜海洋スポーツセンター条例の規定は、令和9年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

福津市勝浦浜海洋スポーツセンター条例(平成27年福津市条例第3号)新旧対照表

新		旧	
別表(第9条関係) センター使用料	別表(第9条関係) 勝浦浜海洋スポーツセンター使用料		
(単位：円)		(単位：円)	
利用区分	単位	使用料	冷暖房料
貸室使用料	1時間	220	110
研修室1	1時間	220	110
研修室2	1時間	220	110
シャワー室	1回	220	
器具使用料	1時間	200	
OPヨット(1艇)	1時間	200	
カヌー(1艇)	1時間	200	
ライフジャケット(1着)	1時間	100	
備考			
1 利用時間が、1時間未満のときは1時間とみなす。			
2 条例第3条第1項ただし書の規定により変更することができる時間 間は、午後5時から3時間を限度とする。			

福津市公民館条例の一部を改正する条例（案）  
（令和 年 月 日福津市条例第 号）

福津市公民館条例（平成 17 年福津市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「別表第 1」を「別表」に改め、「及び別表第 2 に定める備品等使用料」を削り、同項第 2 号中「別表第 1」を「別表」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表（第 12 条関係）

福津市中央公民館使用料

（単位：円）

区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
和室	和-1	460	230
	和-2	270	130
児童室		220	110
リハーサル室		690	350
工芸室		500	250
視聴覚室（視聴覚機器使用料を含む。）		420	210
研修室	研-1	390	190
	研-2	220	110
	研-3（パソコン実習室）	310	160
	研-4	220	110
	研-5	220	110
陶芸室		520	220
陶芸窯	素焼き（1回につき）	2,170	—
	本焼き（1回につき）	2,610	—

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間に

においても利用することができる。

(1) 冷房 7月1日から9月30日まで

(2) 暖房 12月1日から3月31日まで

5 陶芸窯の利用については、灯油代として、別途実費を徴収する。

6 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

(1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150

(2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180

(3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200

(4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

別表第2を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福津市公民館条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間になされる別表の施設の利用に係る使用料については、当該各号のとおりとする。

(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 附則別表第1のとおり

(2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 附則別表第2のとおり

(3) 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで 附則別表第3のとおり

(4) 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで 附則別表第4のとおり

附則別表第1

福津市中央公民館使用料

(単位：円)

区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
和室	和-1	330	330
	和-2	190	220
児童室		220	220

リハーサル室		490	770
工芸室		460	440
視聴覚室(視聴覚機器使用料を含む。)		490	440
研修室	研-1	440	440
	研-2	240	220
	研-3(パソコン実習室)	410	330
	研-4	220	220
	研-5	220	220
陶芸室		550	110

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
  - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
  - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。
  - (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
  - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
  - (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
  - (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

附則別表第2

福津市中央公民館使用料

(単位：円)

区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
和室	和-1	430	230
	和-2	250	130

児童室		220	110
リハーサル室		590	350
工芸室		490	250
視聴覚室(視聴覚機器使用料を含む。)		420	210
研修室	研-1	390	190
	研-2	220	110
	研-3(パソコン実習室)	310	160
	研-4	220	110
	研-5	220	110
陶芸室		520	220
陶芸窯	素焼き(1回につき)	2,170	—
	本焼き(1回につき)	2,610	—

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
  - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
  - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 陶芸窯の利用については、灯油代として、別途実費を徴収する。
- 6 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。
  - (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
  - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
  - (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
  - (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

附則別表第3

福津市中央公民館使用料

(単位：円)

区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
和室	和-1	440	230
	和-2	260	130
児童室		220	110
リハーサル室		610	350
工芸室		490	250
視聴覚室(視聴覚機器使用料を含む。)		420	210
研修室	研-1	390	190
	研-2	220	110
	研-3(パソコン実習室)	310	160
	研-4	220	110
	研-5	220	110
陶芸室		520	220
陶芸窯	素焼き(1回につき)	2,170	—
	本焼き(1回につき)	2,610	—

#### 備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
  - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
  - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 陶芸窯の利用については、灯油代として、別途実費を徴収する。
- 6 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。
  - (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
  - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
  - (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200

(4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

附則別表第4

福津市中央公民館使用料

(単位：円)

区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
和室	和-1	460	230
	和-2	270	130
児童室		220	110
リハーサル室		650	350
工芸室		500	250
視聴覚室(視聴覚機器使用料を含む。)		420	210
研修室	研-1	390	190
	研-2	220	110
	研-3(パソコン実習室)	310	160
	研-4	220	110
	研-5	220	110
陶芸室		520	220
陶芸窯	素焼き(1回につき)	2,170	—
	本焼き(1回につき)	2,610	—

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
  - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
  - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 陶芸窯の利用については、灯油代として、別途実費を徴収する。
- 6 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場

料500円以下のものを除く。

- (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
- (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
- (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
- (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

福津市公民館条例(平成17年福津市条例第65号)新旧対照表

新		旧	
<p>(使用料の額及び納付の方法) 第12条 使用料の額は、次の各号に定める額とする。 (1) 施設使用料 利用方法の区分に従い別表<u>    </u>に定める施設使用料の合計額 (2) 冷暖房使用料 別表<u>    </u>に定める冷暖房使用料の合計額 2・3 (略) 別表<u>    </u>(第12条関係) 福津市中央公民館使用料</p>		<p>(使用料の額及び納付の方法) 第12条 使用料の額は、次の各号に定める額とする。 (1) 施設使用料 利用方法の区分に従い別表第1に定める施設使用料及び別表第2に定める備品等使用料の合計額 (2) 冷暖房使用料 別表第1に定める冷暖房使用料の合計額 2・3 (略) 別表第1(第12条関係) 福津市中央公民館使用料</p>	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	施設使用料 (1時間当たり)	施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
和室	460	2,200	冷房 4,400
和-1	270	1,100	暖房 3,300
和-2	220	110	
児童室	690	110	
リハーサル室	500	110	
工芸室	420	330	
視聴覚室(視聴覚機器使用料を含む。)	390	190	
研-1	220	220	
研-2	310	490	
研-3(パソコン実習室)	220	460	
研-4	220	490	
研-5	520	440	
陶芸室	220	440	

陶芸窯	素焼き(1回につき)	2,170	—
	本焼き(1回につき)	2,610	—

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。  
 (1) 冷房 7月1日から9月30日まで  
 (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 陶芸窯の利用については、灯油代として、別途実費を徴収する。
- 6 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。  
 (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150  
 (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180  
 (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200  
 (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

(削除)

研—2		240	220
研—3(パソコン実習室)		410	330
研—4		220	220
研—5		220	220
陶芸室		550	110

備考

- 1 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、別表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。  
 (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150  
 (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180  
 (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200  
 (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300
- 2 冷房又は暖房の利用期間は、次のおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。  
 (1) 冷房 7月1日から9月30日まで  
 (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 3 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなして計算する。

別表第2(第12条関係)

福津市中央公民館備品等使用料一覧表

	器具名	単位	使用料(円)	備考
舞台設備	所作台	1台	330	
	仮設花道	1式	3,300	
	化粧框	1式	1,100	
	平台	1台	160	
	開き足	1台	50	
	箱足・木足	1台	50	
	松羽目	1式	1,100	
	金屏風	1双	880	
	開丁場	1台	550	
	花道鳥屋囲	1式	1,100	
	緋毛氈	1枚	330	
	長座布団	1枚	110	
	上敷	1枚	220	
	めぐり台	1台	220	
	紗幕	1式	1,100	
	指揮者台・指揮者用譜面台	1式	330	
	演奏者用譜面台	1台	50	
	雛壇ケコミ	1式	330	
	演台・花台	1式	1,100	
	スクリーン	1式	550	
ピアノ	1台	4,400		
反響板(ライト付き)	1式	11,000		
リノリウム	1本	2,200		
国旗・町旗	1枚	550		

	人形立て	1台	110
	移動式スクリーン	1式	220
照明設備	第一ボーダーライト	1列	1,100
	第二ボーダーライト	1列	1,100
	アッパーホリゾントライト	1列	1,100
	ローアホリゾントライト	1列	1,100
	フットライト	1列	1,100
	サスペンションライト (A)	1台	220
	サスペンションライト (B)	1台	220
	サイドフロントライト	1台	220
	シーリングライト	1台	220
	センターピンスポットラ イト	1台	2,200
	パーライト(1KW)	1台	220
	ミニパーライト(500W)	1台	220
	ITO(650W)	1台	220
	ミラーボール	1式	1,100
	エフェクト・マシーン	1台	1,100
	FQスポット(500W)	1台	220
	照明スタンド	1台	110
平置スタンド	1台	110	
ピアノライト	1台	110	
スモーク・マシーン	1台	実費	
ドライアイス・マシーン	1台	実費	

音響装置	拡声装置	1式	3,300
	レコードプレーヤー	1台	550
	CDプレーヤー	1台	550
	オーブントーンプレーコーダー	1台	550
	カセットテープレコーダー	1台	550
	ステージスピーカー	1組	1,100
	ハネカエリスピーカー (A)	1台	330
	ハネカエリスピーカー (B)	1組	330
	コンデンサーマイク	1本	550
	ダイナミックマイク	1本	330
	ワイヤレスマイク	1本	330
	フロアスタンド	1本	110
	テーブルスタンド	1本	110
	ブームスタンド	1本	110
	マルチボックス・コード	1式	550
	デジタルリバーブレーター	1台	550
	吊りマイク装置	1式	1,100
	MDプレーヤー	1台	550
	DATプレーヤー	1台	1,100
	LDプレーヤー	1台	550
	ビデオデッキ	1台	550
	カフスイッチ	1台	220

	移動用サブ卓	1台	2,200	
	カラオケセット	1式	1,100	
映写機	16mm映写機	1式	1,100	
	OHP	1式	550	
	スライド映写機	1式	880	
	液晶プロジェクター	1式	1,100	
	アンプシステム	1式	550	
その他	500W以下	1台	220	持込電気器具
	1KW未満	1台	330	〃
	1KW以上	1台	440	〃
	シャワー	1回	110	
	カラーフィルター	1枚		実費
	消耗品その他	二		実費

福津市複合文化センター条例の一部を改正する条例（案）  
（令和 年 月 日福津市条例第 号）

福津市複合文化センター条例（平成 28 年福津市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同項第 2 号中「別表第 2」を「別表第 1」に改める。

第 16 条第 2 項中「から別表第 3 まで」を「及び別表第 2」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 5 条、第 9 条関係)

文化センター使用料

(単位：円)

室名等	区分・単位	施設使用料	冷暖房使用料
(1) 文化会館			
ホール(舞台含む)	1時間	4,400	1,590
舞台のみ	1時間	2,200	1,590
楽屋	第1楽屋	1時間	220
	第2楽屋	1時間	220
	特別室	1時間	230
リハーサル室	1時間	1,020	350
展示ホール	1時間	540	-
研修室	大研修室	1時間	1,320
	中研修室	1時間	800
会議室	1時間	430	110
会議室A	1時間	640	140
会議室B	1時間	550	120
和室A	1時間	550	120
和室B	1時間	550	120
視聴覚室	1時間	870	190
調理室	1時間	940	200
(2) 図書・歴史資料館			
多目的室	1時間	460	110

## 備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
  - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
  - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。
  - (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
  - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
  - (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
  - (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300
- 6 商業(物販を含む。)、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)
- 2 この条例による改正後の福津市複合文化センター条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間になされる別表第1の施設の利用に係る使用料については、当該各号のとおりとする。
  - (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 附則別表第1のとおり
  - (2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 附則別表第2のとおり
  - (3) 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで 附則別表第3のとおり
  - (4) 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで 附則別表第4のとおり

附則別表第1

文化センター使用料

(単位：円)

室名等		区分・単位	施設使用料	冷暖房使用料
(1) 文化会館				
ホール(舞台含む)		1時間	2,200	4,400
舞台のみ		1時間	1,100	4,400
楽屋	第1楽屋	1時間	110	220
	第2楽屋	1時間	110	220
	特別室	1時間	390	220
リハーサル室		1時間	510	440
展示ホール		1時間	400	-
研修室	大研修室	1時間	660	550
	中研修室	1時間	440	330
会議室		1時間	330	220
会議室A		1時間	640	140
会議室B		1時間	550	120
和室A		1時間	330	330
和室B		1時間	330	330
視聴覚室		1時間	440	330
調理室		1時間	550	330
(2) 図書・歴史資料館				
多目的室		1時間	330	220

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
  - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
  - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金

金を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

- (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
- (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
- (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
- (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

6 商業(物販を含む。)、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

附則別表第2

文化センター使用料

(単位：円)

室名等		区分・単位	施設使用料	冷暖房使用料
(1) 文化会館				
ホール(舞台含む)		1時間	2,860	1,590
舞台のみ		1時間	1,430	1,590
楽屋	第1楽屋	1時間	220	110
	第2楽屋	1時間	220	110
	特別室	1時間	230	110
リハーサル室		1時間	710	350
展示ホール		1時間	470	-
研修室	大研修室	1時間	920	420
	中研修室	1時間	620	170
会議室		1時間	410	110
会議室A		1時間	640	140
会議室B		1時間	550	120
和室A		1時間	440	120
和室B		1時間	440	120
視聴覚室		1時間	650	190
調理室		1時間	740	200
(2) 図書・歴史資料館				
多目的室		1時間	430	110

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数

- を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
  - 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
  - 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
    - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
    - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
  - 5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。
    - (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
    - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
    - (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
    - (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300
  - 6 商業(物販を含む。)、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

附則別表第3

文化センター使用料

(単位：円)

室名等		区分・単位	施設使用料	冷暖房使用料
(1) 文化会館				
ホール(舞台含む)		1時間	3,300	1,590
舞台のみ		1時間	1,650	1,590
楽屋	第1楽屋	1時間	220	110
	第2楽屋	1時間	220	110
	特別室	1時間	230	110
リハーサル室		1時間	810	350
展示ホール		1時間	480	-
研修室	大研修室	1時間	1,050	420
	中研修室	1時間	650	170
会議室		1時間	420	110
会議室A		1時間	640	140

会議室B	1時間	550	120
和室A	1時間	460	120
和室B	1時間	460	120
視聴覚室	1時間	690	190
調理室	1時間	780	200
(2) 図書・歴史資料館			
多目的室	1時間	440	110

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
  - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
  - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。
  - (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
  - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
  - (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
  - (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300
- 6 商業(物販を含む。)、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

附則別表第4

文化センター使用料

(単位：円)

室名等	区分・単位	施設使用料	冷暖房使用料
(1) 文化会館			
ホール(舞台含む)	1時間	3,740	1,590
舞台のみ	1時間	1,870	1,590

楽屋	第1楽屋	1時間	220	110
	第2楽屋	1時間	220	110
	特別室	1時間	230	110
リハーサル室		1時間	910	350
展示ホール		1時間	510	-
研修室	大研修室	1時間	1,180	420
	中研修室	1時間	720	170
会議室		1時間	430	110
会議室A		1時間	640	140
会議室B		1時間	550	120
和室A		1時間	500	120
和室B		1時間	500	120
視聴覚室		1時間	780	190
調理室		1時間	860	200
(2) 図書・歴史資料館				
多目的室		1時間	460	110

#### 備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
  - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
  - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。
  - (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
  - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
  - (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
  - (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

- 6 商業（物販を含む。）、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

福津市複合文化センター条例(平成28年福津市条例第26号)新旧対照表

新	旧																																												
<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用料の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 施設使用料 別表第1に定める施設使用料及び別表第2に定めるホール備品等使用料の合計額</p> <p>(2) 冷暖房使用料 別表第1に定める冷暖房使用料の合計額(利用料金)</p> <p>第16条 第12条の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、第9条に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表第1(第5条、第9条関係) 文化センター使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室名等</th> <th style="text-align: center;">区分・単位</th> <th style="text-align: center;">施設使用料</th> <th style="text-align: center;">冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(1) 文化会館</td> </tr> <tr> <td>ホール(舞台含む)</td> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">4,400</td> <td style="text-align: right;">1,590</td> </tr> <tr> <td>舞台のみ</td> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">2,200</td> <td style="text-align: right;">1,590</td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">220</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">220</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>特別室</td> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">230</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> </tbody> </table>	室名等	区分・単位	施設使用料	冷暖房使用料	(1) 文化会館				ホール(舞台含む)	1時間	4,400	1,590	舞台のみ	1時間	2,200	1,590	楽屋	1時間	220	110		1時間	220	110	特別室	1時間	230	110	<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用料の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 施設使用料 別表第1に定める施設使用料及び別表第3に定めるホール備品等使用料の合計額</p> <p>(2) 冷暖房使用料 別表第2に定める冷暖房使用料の合計額(利用料金)</p> <p>第16条 第12条の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、第9条に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表第1(第5条、第9条関係) 文化センター施設使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(1) 文化会館</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td style="text-align: right;">2,200</td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>第1楽屋</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>第2楽屋</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>特別室</td> <td style="text-align: right;">390</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td style="text-align: right;">510</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料(1時間当たり)	(1) 文化会館		ホール	2,200	楽屋	110	第1楽屋	110	第2楽屋	110	特別室	390	リハーサル室	510
室名等	区分・単位	施設使用料	冷暖房使用料																																										
(1) 文化会館																																													
ホール(舞台含む)	1時間	4,400	1,590																																										
舞台のみ	1時間	2,200	1,590																																										
楽屋	1時間	220	110																																										
	1時間	220	110																																										
特別室	1時間	230	110																																										
区分	使用料(1時間当たり)																																												
(1) 文化会館																																													
ホール	2,200																																												
楽屋	110																																												
第1楽屋	110																																												
第2楽屋	110																																												
特別室	390																																												
リハーサル室	510																																												

リハーサル室	1時間	1,020	350
展示ホール	1時間	540	-
研修室	1時間	1,320	420
大研修室	1時間	800	170
中研修室	1時間	430	110
会議室	1時間	640	140
会議室A	1時間	550	120
会議室B	1時間	550	120
和室A	1時間	550	120
和室B	1時間	870	190
視聴覚室	1時間	940	200
調理室	1時間		
(2) 図書・歴史資料館			
多目的室	1時間	460	110

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。  
 (1) 冷房 7月1日から9月30日まで  
 (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」と

展示ホール		400
研修室	大研修室	660
	中研修室	440
会議室		330
和室A		330
和室B		330
視聴覚室		440
調理室		550
(2) 図書・歴史資料館		
多目的室		330

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
- 2 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。  
 (1) 入場料500円超1,000円未満のとき 100分の150  
 (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180  
 (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200  
 (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

いう。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

- (1) 入場料 1,000円未満のとき 100分の150
- (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
- (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
- (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

6 商業(物販を含む。)、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

3 舞台練習、準備のため舞台(ステージ)のみを利用する場合の使用料は、ホールの使用料に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

4 商業、宣伝等又はこれに類する営利目的(教育委員会が特に必要と認めた場合に限る。)のため利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第2(第9条関係)

冷暖房使用料

(単位：円)

区分	使用料(1時間当たり)
(1) 文化会館	
ホール	4,400
楽屋	
第1楽屋	220
第2楽屋	220
特別室	220
研修室	
大研修室	550
中研修室	330
会議室	
リハーサル室	440
和室A	330
和室B	330

視聴覚室	330
調理室	330
(2) 図書・歴史資料館	
多目的室	220

備考

1 冷房及び暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。

(1) 冷房 7月1日から9月30日まで

(2) 暖房 12月1日から3月31日まで

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。

別表第2(第9条関係)

ホール備品等使用料

(略)

別表第3(第9条関係)

ホール備品等使用料

(略)

福津市立学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例（案）  
（令和 年 月 日福津市条例第 号）

福津市立学校の施設の開放に関する条例（平成 17 年福津市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

開放施設使用料

区分	使用料	
	施設使用料(1時間単位)	照明使用料(1時間単位)
校庭	220円	—
体育館	440円	220円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 体育館の使用料については、別に定めるものを除き、体育館の半面を基準とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福津市立学校の施設の開放に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和9年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 改正後の条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間になされる別表の施設の利用に係る使用料については、当該各号のとおりとする。

(1) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 附則別表第1のとおり

(2) 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで 附則別表第2のとおり

附則別表第1

開放施設使用料

区分	使用料	
	施設使用料(1時間単位)	照明使用料(1時間単位)
校庭	220円	—

体育館	390円	220円
-----	------	------

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 体育館の使用料については、別に定めるものを除き、体育館の半面を基準とする。

附則別表第2

開放施設使用料

区分	使用料	
	施設使用料(1時間単位)	照明使用料(1時間単位)
校庭	220円	—
体育館	410円	220円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 体育館の使用料については、別に定めるものを除き、体育館の半面を基準とする。

福津市立学校の施設の開放に関する条例(平成17年福津市条例第61号)新旧対照表

新		旧	
別表(第7条関係) 開放施設使用料		別表(第7条関係)	
区分	使用料	使用料	備考
	施設使用料 (1時間単位)	施設使用料	照明使用料
校庭	220円	220円	— 1時間単位
体育館	440円	220円	440円 〃
備考	備考		
1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。	1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間単位の料金とする。		
2 体育館の使用料については、別に定めるものを除き、体育館の半面を基準とする。	2 体育館の使用料については、別に定めるものを除き、体育館の半面を基準とする。		